

大学・大学院における

国家資格公認心理師養成に係る

実習受入れ中

公認心理師法では、実践力の高い人材を養成する上で、大学・大学院外の施設における実習科目は非常に重要な科目として位置付けられています。

その実習施設には、矯正施設が含まれていることから、当所では、公認心理師養成に係る実習を受け入れています。

受入れ時期

御要望を伺い、調整します。

実習内容

職員を大学・大学院に派遣して、業務説明や心理検査模擬体験などが実施できます。実習期間の長短は御相談に応じます。

その他

現在は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、施設見学など当所で行う実習内容は、そのときの感染状況などを踏まえた上で御相談させていただきます。



交通案内

- 西鉄大橋駅から西鉄バス「大橋駅前」1番のりばから47番系統「東若久行」に乗車、和田4丁目下車、徒歩1分
- タクシーで約10分(約3km)



お問合せ先

福岡少年鑑別所

092-541-7934 (代表)
福岡市南区若久6-75-2

国家公務員採用試験により採用された
法務技官（心理）に対しては

実務経験プログラムを実施しています

全国の少年鑑別所は公認心理師法第7条第2号
に規定される施設として認定されています。

採用試験に
関する詳細は
こちらから→



資格・採用情報